

令和6年4月19日

## オープンカウンタ公告

### 1 オープンカウンタ番号及び件名

別表に記載のとおり

### 2 仕様書等の交付

仕様書等は、本公告の日から見積書提出期限の日までの間（土日、祝日を除く）に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

- (1) 宛先はtochigi-keiri@jeed.go.jpとすること。
- (2) 件名は『オープンカウンタ番号(〇〇-〇〇)(件名)●●の仕様書送付依頼』とすること。
- (3) 本文には会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。
- (4) 当機構においてメール受信確認後、展開パスワードを返信するので、以下の当機構栃木支部Webサイトから仕様書ファイルのダウンロードを行い、開封すること。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tochigi/chotatsu.html>

※仕様書送付依頼のメール送信後、土日祝を除いて2日経過しても、展開パスワードが返信されない場合は、下記11あて電話すること。

- (5) 紙媒体による交付を希望の場合（電子メールが利用できない場合）は、あらかじめ下記11あて電話の上、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部 総務課経理係（〒320-0072 栃木県宇都宮市若草 1-4-23）にて受領すること。また当該資料を受領する際には、名刺を提出すること。

### 3 競争参加資格

- (1) オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。
- (2) 見積書提出期限の日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (4) 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

### 4 仕様書等に係る質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり電子メール（添付ファイル（Word 又は Excel ファイル））により提出すること。なお、質問がない場合は下記4(2)

の回答は行わないこと。

- ① 提出期限 **令和6年4月24日16時（厳守）**
- ② 提出場所 下記11に同じ
- ③ 提出方法 電子メール（tochigi-keiri@jeed.go.jp あて）により提出すること。  
（下記①の期限までに必着のこと。）

※送信後、必ず下記11に電話し、受信を確認すること。

※電子メールの件名は『オープンカウンタ番号（〇〇-〇〇）（件名）●●に係る質問』  
とすること。

- (2) 質問に対する回答は、下記11の担当から電子メール等により仕様書等交付者全員に回答する。

回答日時 **令和6年5月1日を予定**

- (3) 見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないことから、必ず回答を確認してから見積書を提出すること。

## 5 見積書等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出書類

別表に記載のとおり

※見積書には、記名・押印のうえ、件名、見積金額の総額（消費税等を含めた契約希望金額）及び金額の内訳を必ず記載すること。

なお、見積書のみ「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）並びに両者の連絡先（電話番号等）の記載がある場合は、押印を省略してもよいこと。

- (2) 提出期限

**令和6年5月8日15時（厳守）**

- (3) 提出方法

- ① 郵送及び持参

〒320-0072 栃木県宇都宮市若草 1-4-23

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部総務課経理係

※郵送する場合は、書留郵便等で送付すること。

また、封筒の表面に「オープンカウンタ番号」及び「会社名」を記入すること。

持参する場合は、提出場所に設置する見積書投函箱に投函して提出すること。

- ② 電子メール

宛先 [tochigi-keiri@jeed.go.jp](mailto:tochigi-keiri@jeed.go.jp)

※提出書類はPDF形式とし、それ以外での提出は無効となることに留意すること。

件名は『オープンカウンタ番号（〇〇-〇〇） 会社名』とすること。

なお、複数の案件に参加する場合は、1案件ごとに電子メールを送付すること。

電子メールの場合、特定のドメインを使用している等により迷惑メールに振り分けられ、メールの受信確認をすることができない可能性があるため、送信後、必ず下記11に電話し、受信を確認すること。

## 6 契約書等の作成の有無

別表に記載のとおり

7 契約予定者の決定方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積した者を契約予定者とする。

8 契約予定者への通知

日時：令和6年5月10日10時以降

9 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、次の場所において公表する。

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部総務課経理係

10 支払条件

履行期限までに履行を完了し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部が指定した職員等の検査を受け当該検査に合格した後、支払うものとする。

インボイス登録事業者は適格請求書を発行すること。

なお、立替の費用が発生した場合は、請求書にあわせて立替の相手方が発行したインボイスのコピー（請求書、レシート等）を添付すること。

11 問い合わせ先

〒320-0072 栃木県宇都宮市若草 1-4-23

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部総務課経理係

TEL 028-622-9497 FAX 028-622-9496

E-Mail [tochigi-keiri@jeed.go.jp](mailto:tochigi-keiri@jeed.go.jp)

オープン カウンタ 番号	件名	令和4・5・6年度各省各庁 における物品の製造・販売等 に係る競争契約の参加資格 (全省庁統一資格)(見積書 等の提出期限日現在で資格を 有すること(等級不問))	契約書等の提出 (受注者決定後)	提出書類		
				見積書	誓約書 (別添)	見積書・誓約 書以外の書類
0419-1	2024年度(8月～3月)後期能 力開発セミナーパンフレット等の作 成及び発送業務(関東能開大)	—	要	要	要	—
0419-2	令和6～10年度関東職業能力開発 大学校の冷水機のリース(関東能開 大)	—	—	要	要	—
0419-3	空調室外機の第一種特定製品定期点 検業務(関東能開大)	—	要	要	要	資格証明書等 (写)(仕様書 参照)

※「—」は不要を示すこと。

※見積書提出にあたっては、別紙見積書記載例を参照すること。

※契約書等のひな形を確認したい場合は、その旨、公告に記載の問い合わせ先あて申し出ること。



## 見積書（記載例）

日付は公告期間内であること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

押印は社印・代表印どちらでも差し支えありません。※

【会社名】 株式会社〇〇〇〇

【契約責任者】 代表取締役 〇〇〇〇

社印

印

代表  
者印

【オープンカウンタ番号】 〇〇〇〇-〇〇

【件名】 〇〇〇の調達

調達件名を記載すること

見積金額 ￥〇〇〇, 〇〇〇（税込額）

見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含めた総額とすること

## 【見積金額の内訳】

品名	規格	数量	単価	金額
〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
小 計				〇〇〇, 〇〇〇
消費税（10%）				〇〇, 〇〇〇
合 計				〇〇〇, 〇〇〇

（お願い）見積金額の内訳について

- ① 見積金額の内訳は、物品等の購入の場合は、仕様書に合致した内訳（数量、単価）及び金額（内訳の合計額）を記載してください。なお、役務等の場合は、内訳を明確に記載できる場合のみ、「内容」、「数量」、「単価」及び「金額」を記載してください。
- ② 上記見積金額の内訳を含め、できる限りA4版（1枚）にしてください。内訳の項目が多いことにより、1枚に集約できない場合は、内訳を別紙で添付してください。
- ③ 値引額については、独立した値引項目を設けず、各物品等の単価（税込）に反映させてください。
- ④ 見積書の宛名は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部」としてください。
- ⑤ 仕様書に記載された業務の一切の費用（総価）を見積もってください。

※押印を省略する場合は、ホームページ「調達（入札）情報」の「見積書・請求書の押印等の取扱いについて（令和6年4月1日以降）（PDF 142 KB）」をご参照ください。